

平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社  
代表者名 取締役社長 津賀 一宏  
(コード：6752、東証・名証 第一部)  
問合せ先 コーポレート戦略本部  
経営企画部長 村瀬 恭通  
(TEL. 06-6908-1121)

**「パナホーム株式会社株券等（証券コード 1924）に対する公開買付けの開始及びパナホーム株式会社との株式交換契約の解約に関するお知らせ」に関する追加開示のお知らせ**

パナソニック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 4 月 21 日付プレスリリース「パナホーム株式会社株券等（証券コード 1924）に対する公開買付けの開始及びパナホーム株式会社との株式交換契約の解約に関するお知らせ」（以下「平成 29 年 4 月 21 日プレスリリース」といいます。）で公表しておりましたとおり、平成 29 年 4 月 21 日開催の取締役会において、パナホーム株式会社（コード番号：1924 株式会社東京証券取引所市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引の一環として、平成 29 年 4 月 28 日を公開買付開始日として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。本公開買付けの実施につきましては、公開買付者及び対象者が平成 29 年 4 月 21 日付で締結した「株式交換契約の解約及び公開買付けの実施に関する覚書」（以下「本覚書」といいます。）において、①本覚書締結日後公開買付開始日までの間に、対象者単体又は対象者とその子会社を含めた全体の業務、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフローの状況若しくは収益計画に関する重大な悪影響を生じさせる事象その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事象が発生又は発覚していないこと、②対象者の取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が適法かつ有効に行われ、これが変更又は撤回されていないこと、③本公開買付けの開始を禁止し、又は制限することを求める裁判所又は行政機関による判決、決定、命令等が存在せず、かつ、これらに関する手続が係属してしないこと、並びに、④対象者に関する未公表の重要事実（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 166 条第 2 項に定める重要事実をいいます。）が存在しないこと、及び公開買付者において対象者株式の未公表の公開買付け等事実（法第 167 条第 3 項に定めるものをいいます。）を認識していないこと各条件が成就していることを前提条件としておりましたが、今般、公開買付者は、これらの条件が成就していることを確認したため、上記決議に従い、予定通り平成 29 年 4 月 28 日より本公開買付けを実施することといたしましたので、お知らせいたします。本公開買付けの詳細については、平成 29 年 4 月 21 日プレスリリースをご参照ください。

また、平成 29 年 4 月 21 日以降の事情に基づき、平成 29 年 4 月 21 日プレスリリースの記載事項に追加及び変更が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、追加又は変更箇所には下線を付しております。

## 記

### 2. 買付け等の概要

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

(追加及び変更前)

(前略)

なお、本公開買付価格である1株当たり1,200円は、本完全子会社化取引の影響を受けていないと考えられる本株式交換の公表日の前営業日である平成28年12月19日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値855円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、過去1ヶ月間（平成28年11月21日から平成28年12月19日まで）の終値平均値815円に対して47.24%、過去3ヶ月間（平成28年9月20日から平成28年12月19日まで）の終値平均値793円に対して51.32%、過去6ヶ月間（平成28年6月20日から平成28年12月19日まで）の終値平均値800円に対して50.00%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり1,200円は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年4月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,013円に対して18.46%、過去1ヶ月間（平成29年3月21日から平成29年4月20日まで）の終値平均値1,010円に対して18.81%、過去3ヶ月間（平成29年1月23日から平成29年4月20日まで）の終値平均値1,014円に対して18.34%、過去6ヶ月間（平成28年10月21日から平成29年4月20日まで）の終値平均値933円に対して28.62%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(追加及び変更後)

なお、本公開買付価格である1株当たり1,200円は、本完全子会社化取引の影響を受けていないと考えられる本株式交換の公表日の前営業日である平成28年12月19日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値855円に対して40.35%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアム又はディスカウントの計算において同じです。）、過去1ヶ月間（平成28年11月21日から平成28年12月19日まで）の終値平均値815円に対して47.24%、過去3ヶ月間（平成28年9月20日から平成28年12月19日まで）の終値平均値793円に対して51.32%、過去6ヶ月間（平成28年6月20日から平成28年12月19日まで）の終値平均値800円に対して50.00%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり1,200円は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年4月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,013円に対して18.46%、過去1ヶ月間（平成29年3月21日から平成29年4月20日まで）の終値平均値1,010円に対して18.81%、過去3ヶ月間（平成29年1月23日から平成29年4月20日まで）の終値平均値1,014円に対して18.34%、過去6ヶ月間（平成28年10月21日から平成29年4月20日まで）の終値平均値933円に対して28.62%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

さらに、本公開買付価格である1株当たり1,200円は、公開買付者による本公開買付けの開始日の前営業日である平成29年4月27日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,225円に対して2.04%のディスカウントとなる金額、過去1ヶ月間（平成29年3月28日から平成29年4月27日まで）の終値平均値1,052円に対して14.07%、過去3ヶ月間（平成29年1月30日から平成29年4月27日まで）の終値平均値1,032円に対して16.28%、過去6ヶ月間（平成28年10月28日から平成29年4月27日まで）の終値平均値949円に対して26.45%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(追加及び変更前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	91,036 個	(買付け等前における株券等所有割合 54.18%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	168,021 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	166,982 個	

(注1)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びその「買付け等前における株券等所有割合」は、本日現在未定ですが、本公開買付け期間開始日の前日である平成 29 年 4 月 27 日までに調査の上開示する予定です。なお、特別関係者である対象者が所有する対象者株式 541,791 株(平成 29 年 3 月 31 日現在)は全て自己株式であるため議決権はありません。また、特別関係者が所有する対象者株式の数も本公開買付けの対象としているため、上記調査の結果にかかわらず、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びその「買付け等後における株券等所有割合」は 0 個及び 0.00%と記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 29 年 2 月 10 日に提出した第 60 期第 3 四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数(1 単元の株式数を 1,000 株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、平成 29 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数(168,563,533 株)から同日現在の対象者が所有する自己株式数(541,791 株)を除いた株式数(168,021,742 株)にかかる議決権数(168,021 個)を、「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(追加及び変更後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	91,036 個	(買付け等前における株券等所有割合 54.18%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	273 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.16%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	168,021 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	166,982 個	

(注1)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から

除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者である対象者が所有する対象者株式 541,791 株 (平成 29 年 3 月 31 日現在) は全て自己株式であるため議決権はありません。また、特別関係者の所有株券等 (但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 29 年 2 月 10 日に提出した第 60 期第 3 四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 (1 単元の株式数を 1,000 株として記載されたもの) です。但し、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、平成 29 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (168,563,533 株) から同日現在の対象者が所有する自己株式数 (541,791 株) を除いた株式数 (168,021,742 株) にかかる議決権数 (168,021 個) を、「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注 4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 4. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(追加及び変更前)

##### ① 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

公開買付者は、Oasis が対象者に対して、デュー・ディリジェンスを条件とするものの、対象者株式 1 株当たり 1,050 円で買い取る意図があり、対象者の賛同が得られることを条件に公開買付けを実施する意図があると平成 29 年 2 月 22 日付で通知した旨、同日付で対象者より伝達を受けております。なお、公開買付者は、本日、対象者が Oasis から対象者の発行済株式の全てを買い取る意向があるとの通知を受領した旨、本日付で対象者より伝達を受けております。当該伝達を受けた内容として、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 62 条の 2 第 1 号に定める事項の内容は以下のとおりです。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	Oasis Management Company Ltd.
住所又は所在地	Ugland House, PO Box 309, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	パナホーム株式会社 普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	1,050 円
買付予定の株券等の数	発行済株式の全部
法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の内容	不明

##### ② 業績予想の修正

(省略)

(追加及び変更後)

##### ① 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

公開買付者は、Oasis が対象者に対して、デュー・ディリジェンスを条件とするものの、対象者株式 1 株当たり 1,050 円で買い取る意図があり、対象者の賛同が得られることを条件に公開買付けを実施する意図があると平成 29 年 2 月 22 日付で通知した旨、同日付で対象者より伝達を受けております。また、公開買付者は、平成 29 年 4 月 21 日に、対象者が Oasis から、当該公開買付けの提案は、対象者株式の過半数を有する株主による賛同を条件として、対象者の発行済株式の全てを買い取るものであるとの通

知を受領した旨、同日付で対象者より伝達を受けております。当該伝達を受けた内容として、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	Oasis Management Company Ltd.
住所又は所在地	Ugland House, PO Box 309, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	パナホーム株式会社 普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	1,050円
買付予定の株券等の数	発行済株式の全部
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	不明

② 業績予想の修正  
(省略)

③ 対象者決算短信

対象者は、平成29年4月27日付で「平成29年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成29年3月期(平成28年4月1日～平成29年3月31日)の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況

決算年月	平成29年3月期(連結)
売上高	359,607百万円
売上原価	277,928百万円
販売費及び一般管理費	69,829百万円
営業外収益	481百万円
営業外費用	697百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	7,559百万円

(ii) 1株当たりの状況

決算年月	平成29年3月期(連結)
1株当たり当期純利益	45.02円
1株当たり配当金	21.00円
1株当たり純資産	915.49円

また、当該公表によれば、対象者は、本公開買付け後、公開買付者による対象者の完全子会社化が平成29年10月末日までに完了することが確定した場合には、平成30年3月期の中間配当を行わないこととしたとのことです。

以上

#### 【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

#### 【米国規制】

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者（affiliate）を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e—5(b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

#### 【将来予測】

本プレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933. その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。

本プレスリリースには、パナソニックグループの「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたパナソニックグループの仮定及び判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるパナソニックグループの将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。パナソニックグループは、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、金融商品取引法に基づく今後の提出書類及びその他の公開買付者の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、公開買付者の有価証券報告書等にも記載されていますのでご参照ください。

- 米州、欧州、日本、中国その他のアジア諸国の経済情勢、特に個人消費及び企業による設備投資の動向
- 多岐にわたる製品・地域市場におけるエレクトロニクス機器及び部品に対する産業界や消費者の需要の変動
- ドル、ユーロ、人民元等の対円為替相場の過度な変動により外貨建てで取引される製品・サービスなどのコスト及び価格が影響を受ける可能性
- 資金調達環境の変化等により、パナソニックグループの資金調達コストが増加する可能性
- 急速な技術革新及び変わりやすい消費者嗜好に対応し、新製品を価格・技術競争の激しい市場へ遅滞なくかつ低コストで投入することができない可能性
- 他企業との提携または企業買収等で期待どおりの成果を上げられない、または予期しない損失を被る可能性
- パナソニックグループが他企業と提携・協調する事業の動向（BtoB（企業向け）分野における、依存度の高い特定の取引先からの企業努力を上回る価格下落圧力や製品需要の減少等の可能性を含む）
- 多岐にわたる製品分野及び地域において競争力を維持することができなくなる可能性

- 製品やサービスに関する何らかの欠陥・瑕疵等により費用負担が生じる可能性
- 第三者の特許その他の知的財産権を使用する上での制約
- 諸外国による現在及び将来の貿易・通商規制、労働・生産体制への何らかの規制等（直接・間接を問わない）
- パナソニックグループが保有する有価証券及びその他資産の時価や有形固定資産、のれんなどの長期性資産及び繰延税金資産等の評価の変動、その他会計上の方針や規制の変更・強化
- ネットワークを介した不正アクセス等により、パナソニックグループシステムから顧客情報・機密情報が外部流出する、あるいはネットワーク接続製品に脆弱性が発見され、多大な対策費用負担が生じる可能性
- 地震等自然災害の発生、感染症の世界的流行、サプライチェーンの寸断、その他パナソニックグループの事業活動に混乱を与える可能性のある要素